

令和 8 年 4 月 21 日

社会福祉法人 プロップ・ステーション

理事長 竹中 夏実 殿

厚生労働省社会・援護局長



令和 7 年度における社会福祉法人の業務等の状況に関する指導監査の結果について

標記について、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 56 条第 1 項の規定に基づき、貴法人に対する指導監査を実施したところであるが、その結果、下記の事項について、是正又は改善を図る必要があると認められたので、現地において係官が指示した事項も併せ留意の上、所要の措置を講じるとともに、その結果を令和 8 年 7 月 21 日までに報告されたい。

記

1 法人運営について

法人運営において、評議員会は令和 6 年 6 月 23 日から令和 7 年 12 月 27 日までの間、また理事会は令和 6 年 6 月 4 日から令和 7 年 11 月 28 日までの間、一度も開催されておらず、その結果、令和 6 年度の事業報告及び決算の承認が行われていないことにより、法に定める期限までに計算書類等の届出、公開等がなされていないことなどが認められた。

- (1) 評議員会は、法及び定款で定める事項を決議するとともに、その決議を通じて理事長等による職務の執行を牽制・監視する役割を担う機関であり、理事会は、業務執行に関する社会福祉法人の意思決定を行う必要的機関であり、社会福祉法人の公益性を担保し、経営組織のガバナンスの向上を図るために設置されている。

また、理事長は、法令及び定款で定めるところにより、法人を代表して業務を執行する立場にあり、業務執行理事は、法人の業務を執行する理事として理事会において選定されたものである。

これらを踏まえ、理事長、業務執行理事、理事及び評議員は、それぞれに付与された権限及び課された義務を十分に認識の上、今後は適正に職務を行うこと。

(2) これまでの不適正な法人運営について原因の分析を行い、責任の所在を明確にした上で、実効性のある再発防止策を理事会において決議するとともに、評議員会へ報告し了解を得た上で、所轄庁へ報告すること。

(3) 令和7年12月に開催された評議員会で承認された令和6年度決算について、計算書類の内容に重大な影響を与える誤りが多数認められた。ついては、以下の事項等の是正を行い、再度、理事会及び評議員会の承認を得た上で、所轄庁への届出を行うこと。

ア 資金収支計算書の「前期末支払資金残高」及び「当期末支払資金残高」が貸借対照表の支払資金の金額と一致していないため、是正すること。

イ 資金収支計算書の勘定科目が空欄になっている箇所が認められたため、適正な勘定科目を記載すること。

ウ 計算関係書類の勘定科目の設定について、社会福祉法人会計基準（平成28年厚生労働省令第79号。以下「会計省令」という。）に拠らず作成していることが認められたため、是正すること。

エ 事業活動計算書と貸借対照表の整合性について、「当期活動増減差額」及び「次期繰越活動増減差額」が一致していないため、是正すること。

オ 貸借対照表に誤った預金残高が計上されていることや、財産目録上の金額と現金の実際有高が一致していないことが認められた。預金通帳又は金融機関発行の残高証明書と財産目録等の預金残高の一覧との突き合わせなどを行い、適正な金額を計上すること。

カ 固定資産について、会計省令に規定する減価償却が行われていないことが認められたため、適切に減価償却費を計上すること。

キ 法人が所有する土地及び建物について、時価評価が行われていないことが認められた。会計年度の末日における時価がその時の取得原価より著しく低い資産となっていないかを確認し、当該資産の時価がその時の取得原価まで回復すると認められる場合を除き、適切に時価を付すこと。

ク 原則として、拠点区分ごとに会計帳簿として仕訳日記帳及び総勘定元帳を作成し備え置く必要があるが、拠点区分ごとに作成されていないことが認められたため、必要な会計帳簿を作成すること。

ケ 計算書類における各勘定科目の金額と総勘定元帳等の金額が一致していないため、是正すること。

コ 計算書類に対する注記について、法人で採用する退職給付制度とは異なる制度に加入している旨が記載されているなど、事実とは異なる内容が認められたため、是正すること。また、省略不可の項目について該当がない場合には、「該当なし」と記載すること。

サ 計算書類の附属明細書について、記載内容が計算書類の内容と一致していないなどの

不備が複数認められたため、会計省令等に従って適正に作成すること。

シ 貸借対照表の勘定科目について、基本財産が「流動資産」の「現金預金」に計上されているが、「固定資産」の「基本財産」に計上されるものであるため、是正すること。

ス 財産目録は、法人の全ての資産及び負債について貸借対照表価額を表示するものであるが、財産目録と法人単位貸借対照表の内容が整合していないため、是正すること。また、取得価額及び減価償却累計額が不記載のため、適正に記載すること。

2 監事監査について

令和6年度決算に対する監事監査報告について確認したところ、法人の運営状況に対し重大な問題があると認識しながら、理事長及び業務執行理事に口頭で伝えるのみで、本監査報告には特段の記載をしないこととしたなどの説明があった。監事には、理事の職務の執行を監査するために各種の権限が付与され、また義務が課されていることを踏まえ、今後は適正に職務を行うこと。また、上記1の指摘を踏まえ、理事が評議員会に提出する議案の内容（原因分析、再発防止策）について、法第45条の18第3項により準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第102条に基づき、監事による調査を行うこと。

3 基本財産について

所轄庁の承認を受けずに、基本財産を処分していることが認められた。基本財産は法人存立の基礎となるものであることから、定款第28条第2項に記載する現金を基本財産として確保すること。

4 役員の選任について

役員全員の任期が令和7年度定時評議員会の終結の時で終了しているため、速やかに役員選任手続きを行うこと。なお、法第45条の6に基づき、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、役員としての権利義務を有することに留意すること。

5 評議員及び役員の就任承諾書について

評議員及び役員の就任承諾書が保存されていないことが認められた。法第38条に基づき、法人と評議員及び役員との関係は委任に関する規定に従うものであり、選任された者が就任を承諾することにより、その時点（承諾のときに評議員の任期が開始していない場合は任期の開始時）から評議員又は役員となるものであることから、今後は就任承諾書を適正に保存すること。

6 役員の報酬等について

（1）理事長が職務遂行の対価として受ける財産上の利益は報酬等に該当することから、法第

45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 89 条に基づき、報酬等の額を定款に定めるか、評議員会の決議によって定めること。また、法第 45 条の 35 及び社会福祉法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 28 号。以下「法施行規則」という。）第 2 条の 42 に基づき、勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定めた上で、評議員会の承認を受けること。

- (2) 職員を兼務する役員が、役員報酬ではなく職員給与の支給を受けていることについて、職員給与の支給基準が定められておらず、適正な支給が担保されていないことが認められた。

ついては、給与・退職金規程に支給基準を定めるか、法第 45 条の 16 第 4 項により準用される一般法人法第 84 条に規定される利益相反取引について理事会の承認を得るとともに、一般法人法第 92 条第 2 項により、当該職員への給与支給後、遅滞なく理事会に報告すること。

7 事業報告について

法施行規則第 2 条の 25 第 2 項に基づき、事業報告は法人の状況に関する重要な事項を内容とする必要があることから、定款に定める事業ごとに、当該年度における事業活動の実施状況を具体的に記載すること。また、事業報告の附属明細書を作成していないことが認められたため、事業報告の内容を補足する重要な事項を内容として作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けること。

8 予算について

予算とその執行に軽微な範囲とは言えない乖離が生じているにも関わらず、補正予算が編成されていないことが認められた。予算と執行に大幅な乖離が生じる場合は、補正予算を編成すること。また、資金収支予算書の勘定科目は、資金収支計算書の勘定科目に準拠して、適正に作成すること。なお、収支予算の裏付けのない計画は実行できないことから、定款第 31 条に基づく事業計画を作成する際には、収支予算書と一体的に、事業年度における具体的な計画を作成することが望ましい。

9 経理規程について

法人は、会計省令に基づく適正な会計処理のために必要な事項を経理規程に定め、これに基づく事務処理を行う必要があるが、経理規程と乖離した運用を行っていることが認められたため、今後は経理規程に従った運用を行うこと。

10 重要な役割を担う職員の選任及び解任について

法第 45 条の 13 第 4 項第 3 号及び定款第 22 条に基づき、重要な役割を担う職員である施設長の選任及び解任については理事会の決議により決定すること。

11 従たる事務所の廃止について

従たる事務所である東京事務所の閉鎖後に、理事会の決議が行われていることが認められた。法第45条の13第4項第4号に基づき、従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止については、あらかじめ理事会の決議により決定すること。

12 契約について

随意契約による取引については、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」（平成29年3月29日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知）に基づき、必要な見積もりを徴して比較するなど、適正な価格を客観的に判断して業者を決定すること。